平成２６年（フ）第４４号
京都府宮津市字国分200番地　成相山青嵐荘
破産者　今井　　徹
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第６２８号
神戸市北区泉台５丁目19番地の14、従前の住所神戸市西区南別府３丁目14番地の２　Ａ―301号
破産者　内山　正幸
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７４号
岡山県倉敷市玉島２丁目26―52、住民票上の住所岡山県倉敷市神田１丁目１番23号　エスタシオン302号
破産者　西岡千恵子
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
岡山県倉敷市栗坂108番地３
破産者　八木　　操
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５７７号
広島県廿日市市飯山134番地
破産者　林　　徳雄
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　上田崎市営63号
破産者　牧原　美幸
1　決定年月日　平成26年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
宮城県柴田郡柴田町船岡中央３丁目７番11号　レオネクストジュン205号
破産者　鈴木　靖則
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１２３号
山形県西村山郡大江町大字本郷丙233番地
破産者　鈴木　充也
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５２号
横浜市鶴見区矢向２丁目８番10号（前住所）
破産者　山内　金造
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２８号
金沢市西金沢５丁目200番地、開始決定時の住所金沢市押野２丁目199番地１
破産者　新保外喜子
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８号
金沢市山科１丁目６番10号、開始決定時の住所金沢市山科３丁目10番10号　竹村ハイツ102号
破産者　福井　　完
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
東京都世田谷区八幡山２丁目15番19号シャンテ八幡山101、破産手続開始決定時の住所石川県小松市今江町９丁目618番地
破産者　乾　　修一
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３１９号
静岡県浜松市浜北区竜南380番地の２
破産者　鎌田富太郎
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
山口市徳地船路964番地６
破産者　藤本　康夫
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
香川県綾歌郡綾川町萱原２番地70
破産者　森兼　美紀（旧姓斎藤）
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７２号
香川県高松市三名町735番地４
破産者　西岡　恭見（旧姓安田）
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１１号
愛媛県松山市祇園町11番14号　よつばの家ｃ号
破産者　泉田　叔彦
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２５号
愛媛県松山市三町２丁目８番２号　三町団地２棟224号
破産者　吉村　修造
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部